

特別養護老人ホーム清豊苑 入居利用料金（30日あたり）（別紙1）

（2022/4/1～）

		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
要介護度別基本単位		19,560	21,600	23,790	25,860	27,870
加算	個別機能訓練加算 I	360				
	看護体制加算 I 2	120				
	看護体制加算 II 2	240				
	夜勤職員配置加算 II 2	540				
	日常生活継続支援加算 2	1380				
	精神科医療養指導	150				
	栄養マネジメント強化加算	330				
	科学的介護推進体制加算 I	40				
処遇改善加算 I		1,886	2,055	2,237	2,409	2,575
特定処遇改善加算 I		613	669	728	784	838
合計単位数		25,219	27,484	29,915	32,213	34,443
総額		¥265,808	¥289,681	¥315,304	¥339,525	¥363,029
自己負担額	1割	¥26,581	¥28,969	¥31,531	¥33,953	¥36,303
	2割	¥53,162	¥57,938	¥63,062	¥67,906	¥72,606
	3割	¥79,743	¥86,907	¥94,593	¥101,859	¥108,909

○居住費・食事が別途必要になります。（所得によって金額が違います）

※加算について

加算名	要件
個別機能訓練加算 I	個別機能訓練計画の作成と個別機能訓練の実施
看護体制加算 I 2	常勤看護師を1人以上配置している
看護体制加算 II 2	看護職員を常勤換算方法で入居者数が25 またはその端数を増すごとに1人以上配置、最低基準を1人以上上回って看護職員を配置している。 または、看護職員の24時間連携体制を確保している
夜勤職員配置加算 II 2	看護・介護職員のうち常勤職員が75%以上配置されている
日常生活継続支援加算 2	重度の要介護状態の方や認知症の入居者が多くを占める施設において介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置することにより、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援することへの評価
精神科医療養指導加算	精神科医を配置し、定期的な療養指導を月2回以上行っている
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を配置し、継続的な栄養管理を強化している事への評価
科学的介護推進体制加算	LIFE へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算。

※その他の加算について

加算名	要件
初期加算	新規に入居された場合や1ヶ月以上入院され退院された場合に算定
外泊時費用	入居者が入院した場合や7日以上連続して外泊をした場合に算定

※その他費用

テレビなどの電気代（一品目につき10円/1日）や理美容・レクリエーション費など（実費）がかかります。

段階別料金表（所得段階によって居住費・食費が変わります）

	要介護度	サービス利用に係る自己負担	居住費 (30日)	食費 (30日)	合計金額 (30日あたり)		
第2段階	要介護度 1	¥26,581	¥24,600	¥11,700	¥62,881		
	要介護度 2	¥28,969			¥65,269		
	要介護度 3	¥31,531			¥67,831		
	要介護度 4	¥33,953			¥70,253		
	要介護度 5	¥36,303			¥72,603		
第3段階①	要介護度 1	¥26,581	¥39,300	¥19,500	¥85,381		
	要介護度 2	¥28,969			¥87,769		
	要介護度 3	¥31,531			¥90,331		
	要介護度 4	¥33,953			¥92,753		
	要介護度 5	¥36,303			¥95,103		
第3段階②	要介護度 1	¥26,581	¥39,300	¥40,800	¥106,681		
	要介護度 2	¥28,969			¥109,069		
	要介護度 3	¥31,531			¥111,631		
	要介護度 4	¥33,953			¥114,053		
	要介護度 5	¥36,303			¥116,403		
第4段階	要介護度 1	¥26,581	¥84,000	¥48,000	¥158,581		
		2割			¥53,162	2割	¥185,162
		3割			¥79,743	3割	¥211,743
	要介護度 2	¥28,969			¥160,969		
		2割			¥57,938	2割	¥189,938
		3割			¥86,907	3割	¥218,907
	要介護度 3	¥31,531			¥163,531		
		2割			¥63,062	2割	¥195,062
		3割			¥94,593	3割	¥226,893
	要介護度 4	¥33,953			¥165,596		
		2割			¥67,906	2割	¥197,484
		3割			¥101,859	3割	¥231,080
	要介護度 5	¥36,303			¥168,303		
		2割			¥72,606	2割	¥204,606
		3割			¥108,909	3割	¥240,909

※サービス利用に係る自己負担には「介護職員処遇改善加算Ⅰ」が含まれています。

利用者負担について

【サービス費負担割合】

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方に負担して頂くことになっています。負担割合については、所得によって1割・2割・3割に分かれています。

			利用者負担割合
65歳以上の方	本人の合計所得金額が220万円以上	年金収入+その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で340万円以上、または2人以上世帯で463万円以上	3割負担
		年金収入+その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で280万円以上340万円未満、または2人以上世帯で346万円以上 463万円未満	2割負担
		年金収入+その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で280万円未満、または2人以上世帯で346万円未満	1割負担
	本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満	年金収入+その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で280万円以上、または2人以上世帯で346万円以上	2割負担
		年金収入+その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で280万円未満、または2人以上世帯で346万円未満	1割負担
	本人の合計所得金額が160万円未満		1割負担

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担

【居住費（滞在費）・食費の負担を軽減します（特定入所者介護サービス費）】

介護保険施設を利用した場合の居住費（滞在費）・食費が、市民税非課税世帯の人のうち一定の要件を満たす人は、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、利用時に施設に提示することによって、所得に応じた負担限度額までの自己負担となります。

※残りの国が定める基準費用額との差額は、介護保険から直接施設に支払われます。

	所得要件	資産要件
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給されている方	預貯金等が1,000万円以下の方（夫婦で2,000万円以下の方）
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	預貯金等が650万円以下の方（夫婦で1,650万円以下の方）
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	預貯金等が550万円以下の方（夫婦で1,550万円以下の方）
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方	預貯金等が500万円以下の方（夫婦で1,500万円以下の方）
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税非課税で世帯員に市町村民税課税者いる方 ・本人が市町村民税課税の方 ・配偶者が市町村民税課税の方（世帯が分離している配偶者を含む） 	利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方

※第2号被保険者の資産要件は預貯金が単身1000万円、夫婦で2000万円以下であること